

宿泊施設の
経営者の
皆様へ

宿泊税の導入にあたって 〈手続きのご案内〉

1 必要な手続き

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がある施設

※経営を休止・廃止等している場合は、廃止届を保健所
へ提出してください。

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がない施設

特別徴収義務者登録申請

次の書類を提出してください

同封

- 特別徴収義務者登録申請書
- (法人の場合)登記事項証明書
- (個人の場合)経営者の住民票
- 旅館業営業許可通知書又は
住宅宿泊事業に係る
届出番号・所在地が確認できる書類
- 宿泊に係る契約書面(宿泊約款など)
- 宿泊料金が分かる書類(料金表など)
- 振込先口座が確認できる書類

特定宿泊施設の申出

次の書類を提出してください

同封

- 特定宿泊施設に該当することの申出書
- 宿泊料金確認票
- 宿泊料金が分かる書類(料金表など)

【注意事項】

- ※ 1人1泊につき6,000円以上(未満)の宿泊の
確認にあたっては、裏面「宿泊料金の考え方」
をご参照ください。
- ※ 営業許可を受けた(届出を行った)施設ごと
の手続きが必要です。
- ※ 同封の記入例及びチェックリストにより書類の
不備がないかご確認ください。

2 提出方法

特別徴収義務者登録申請

特定宿泊施設の申出

直接提出

阿智村役場出納室税務係へ提出してください。

郵送

返信用封筒をご利用ください。※有効期限が2026年3月31日までとなります。ご注意ください。

同封

3 手続きの期限

令和8年6月8日(月)

余裕を持ってご提出ください

※ 郵送の場合は当日消印有効となります。

●お早めのお手続きに
ご協力をお願いします。

